

議事要旨(2) 退職給付（ステップ1）の検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、前回の第 236 回企業会計基準委員会において、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いを始めとする退職給付（ステップ 1）に関する論点について審議されたので、本日は適用時期について審議されたい旨の説明があり、前田専門研究員より、審議事項(2)-1 を中心に、未認識項目の一括負債計上、退職給付債務及び勤務費用の計算方法、注記の適用時期等について具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、退職給付債務の計算方法に係る適用時期について、昨年 6 月の検討段階では、平成 25 年の期首からの適用が困難と認められる会社については、所定の注記を条件に翌期首からの適用を認める取扱いも提案されていたが、現時点ではそのような取扱いは検討していないのか質問があった。これに対して事務局より、適用時期をさらに延期すべきという意見なども踏まえて今後検討の余地があると考えている旨の回答があった。

ある委員より、次の意見があった。

退職給付債務の計算方法に係る適用時期について、早期適用も強制適用も混乱が生じないよう時期を見極める必要がある。また、前回の第 236 回企業会計基準委員会で審議された未認識項目の負債計上の取扱いに関して、単体財務諸表について任意適用を認めるか否かを判断するにあたっては、任意適用したい企業のニーズについても確認されたい旨の意見があった。

複数の委員より、退職給付債務の計算方法に係る適用時期について、一定の準備期間等のニーズが高いようであれば強制適用をさらに 1 年延期してもよいし、また、仮に延期する場合であっても早期適用を望む企業への対応にも配慮すべきとの意見があった。

都常勤委員（専門委員長）より、前回の第 236 回企業会計基準委員会及び本日の審議において主要な論点はおおむね網羅されているが、公開草案公表から相当期間経過しているので、引き続き専門委員会における意見及び市場関係者のニーズを確認した上で、出来る限り早期に最終基準化したい旨の発言があった。

以 上